

鹿児島工業高等学校同窓会 ホームページでは、 只今卒業生企業からの 「バナー広告」を募集 しております！



■ホームページバナー広告の募集について

鹿児島工業高校同窓会では、同窓会運営財源の確保と同窓生相互のコミュニティ等を図ることを目的として、卒業生が在籍する企業・団体を対象に、バナー広告の掲載を承っております。掲載料は、年間6,000円(税込)と非常に安く設定いたしましたので、ぜひこの機会にお申し込みください。

1. バナー広告掲載料 6,000円/年(税込)

※掲載期間は7月1日～翌年6月末日の1年間です。

※中途申込の場合は、申し込み日から翌月からの掲載でその年度の3月31日までの月割とします。(例:7月申し込みの際は8月から翌年3月31日までの掲載で、500円×8ヶ月=4,000円(税込)となります。)

※振り込み手数料はご負担願います。

2. 掲載場所

※トップページ以降のメニュー右部に、バナー広告が掲載されます(ランダムに10社分、その他は広告掲載企業一覧ページが設けられています)。

※バナー広告(ホームページ内に表示される広告画像若しくはテキスト)から、広告主の情報を掲載したマイページにリンクします。

■鹿児島工業高校同窓会バナー広告掲出要領

1. バナー画像(テキストでも結構です。)

- ①サイズ(推奨) 縦320ピクセルx横80ピクセル
- ②ファイル形式 GIF、JPEG、PNG
- ③その他 テキストでも可

2. ロゴ画像

- ①サイズ(推奨) 縦320ピクセル×横320ピクセル
- ②ファイル形式 GIF、JPEG、PNG

3. 掲載画像1・2

- ①サイズ(推奨) 縦320ピクセル×横320ピクセル
- ②ファイル形式 GIF、JPEG、PNG

4. 業務内容・ニュース&トピックス

- ①最大全角1,000文字以内 ※詳細は事務局にお尋ねください。



鹿児島工業高校同窓会ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は鹿児島工業高校同窓会インターネット上に公開しているホームページへの広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類および範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、鹿児島工業高校同窓会(以下「同窓会」として)の品位等を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- 1)法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- 2)宗教性、政治性のあるものや選挙に係るもの
- 3)公序良俗に反するおそれのあるもの
- 4)前各号に掲げるもののほか、同窓会がホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

2 ホームページに掲載する広告は鹿児島工業高校同窓生が在籍する企業・団体のもののみとする。

(広告の規格および掲載位置)

第3条 広告の規格は原則として次に各号のとおりとする。

- 1)高さ 天地 320ピクセル 幅 左右320ピクセル 以内
- 2)データ形式 GIF、JPEG、PNG
- 3)バナー制作不要の方は、テキストでも構いません。

(広告掲載料)

第4条 1枠あたりの広告掲載料は年間(6,000)円とする。

(広告募集期間)

第5条 広告の募集期間は、随時行うものとする。

(広告掲載期間)

第6条 広告掲載期間は、広告申し込み日の翌月1日からその該当年度に3月31日までの期間とする。(最短期間は1ヶ月で、該当年度の2月中までの申し込みを最終とし、2月中の広告申し込みについてはその年度の3月1日から3月31日の期間のみ掲載する。)

2 サーバーのメンテナンスや不慮の事故等でホームページを閉鎖した場合、その閉鎖期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。

3 掲載内容の修正に伴い、広告掲載が一時中断された場合、その中断期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。

4 広告掲載の更新は、同窓会より通知される案内によるものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望するもの(以下「申込者」として)は同窓会ホームページ上にある「広告バナー掲載申込」より必要事項を記入し、申し込むものとする。

(広告記載の決定)

第8条 同窓会は前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、同窓会の定例会(毎月1回)で内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の振込み)

第9条 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」として)は、すみやかに指定口座へ振り込むものとする。振込み手数料は広告主が負担するものとする。

(広告内容の責任)

第10条 広告原稿に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から広告に関連して被害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任および負担において解決するものとする。

(広告主の届出義務)

第11条 広告主は次の各号に該当する場合は、同窓会ホームページ上にある「広告バナー掲載申込」より必要事項を記入し、すみやかに同窓会に届け出なくてはならない。

- 1)広告掲載を取り下げるとき
- 2)広告を差し替えるとき
- 3)リンク先ホームページのアドレスを変更するとき
- 4)前各号に規定するもののほか、申請内容に変更があった場合

(広告掲載の取消し)

第12条 同窓会は次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- 1)広告掲載料を納付しなかったとき
- 2)広告内容が第2条各号に該当することが判明したとき
- 3)広告主から広告申込内容変更届により、広告掲載を取下げの旨の届出があった場合
- 4)前各号に掲げるもののほか、同窓会が広告掲載を取り消す必要があると認めるとき

2 前項の規定により掲載を取り消した場合は、同窓会は、広告主に通知するものとする。

3 第1項2号から第4号の各号に掲げる規定により、広告掲載の取消しを行ったときは、第9条の規定による広告掲載料は返金しないものとする。

(損害賠償)

第13条 前条第1項2号に該当する事由により同窓会が損害を被った場合は、同窓会は広告主に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

(広告掲載料の返金)

第14条 広告主の責に返さない理由により、広告の掲載ができなくなったときは、振込み済みの広告掲載料を返金する。

2 前項の規定により返金する広告掲載料は、掲載を取り消した日を以って按分し、返却する。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は同窓会が別に定める。

↓ 同窓会事務局 FAX 099-239-1862 までお申込みください ↓

下記にご記入の上、事務局までFAXをお送りください。折り返しご連絡いたします。

会社名	ご担当者様名
住所 〒 - - [] 都道府県	
TEL: - - - - -	FAX: - - - - - 携帯番号: - - - - -